

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	下水道施設課水再生センター
委 託 業 務 名	大津終末処理場汚泥処理施設補修業務
委 託 業 務 場 所	大津市由美浜
概 要	<p>大津終末処理場の第2汚泥処理棟に設置されている汚泥処理設備のうち、下記について部品交換、洗浄及び調整を行うもの。</p> <p>(1) 汚泥貯留槽1号・2号攪拌機 部品交換</p> <p>(2) 汚泥破砕機 部品交換</p> <p>(3) 汚泥脱水機 洗浄・調整</p>
契 約 期 間	令和6年10月4日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年10月4日
契 約 金 額	31,790,000円
契 約 の 相 手 方	<p>〔所在地〕大阪府大阪市中央区瓦町3丁目6番5号</p> <p>〔名 称〕月島ジェイテクノメンテサービス(株)</p> <p>大阪支社西日本営業部</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>本委託は、月島機械株式会社が製造した機器の部品交換、洗浄及び調整を行うものである。</p> <p>1. 汚泥処理設備は、メーカー独自の技術で設計・構築されたものであり、機器についても独自に製造されたものであるため、材料調達に関連企業に限られる。また、部品交換や総合試験調整等についてもメーカー独自の技術・ノウハウが必要となる。</p> <p>2. メーカー以外の業者が施工した場合、要求性能が発揮できない恐れがあるほか、責任分界点が曖昧になって、メーカーによる性能保証が得られなくなる。</p> <p>上記理由により、本設備の取り扱いは、月島 JFE アクアソリューションの関連企業であり、保守メンテナンス部門である月島ジェイテクノメンテサービス株式会社に限られるため、随意契約を行う。</p>
根 拠 規 定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。